

相模原市 国民健康保険 海外療養費について

海外で急に傷病になり、その治療のために海外の医療機関等で診療を受けたとき、その費用の一部について払い戻しが受けられます。

支給の対象となるのは、その治療が日本国内で保険診療として認められている医療行為のみに限られます。



支給対象外となるもの

- 治療目的で渡航した場合 ○心臓や肺などの臓器移植
- 性転換手術 ○保険診療の扱いとなっていない、世界でもまれな最先端医療
- 自然分娩（出産育児一時金の支給対象にはなりません） ○美容整形 ○予防接種
- 交通事故などの第三者行為 ○健康診断・定期的な検査・検診（病名のないもの）
- 患者が独自に購入した薬剤（医師の診断、処方に基づかないもの）
- インプラントなどの保険診療の扱いとならない歯科治療

～ 申請の流れ～

1. 渡航前に書類をご用意していただき、書類を持って海外へ渡航してください。

◎海外へ持参していただきたい書類

「診療報酬明細書（FormA）」、「領収明細書（FormB）」、「領収明細書（歯科）」、「国民健康保険用国際疾病分類表」（参考）

◎置いてある窓口

市役所国保年金課・南区役所区民課・緑区役所区民課

各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）

※市のホームページからもダウンロードできます。

[市HPトップページ](#) > [申請書ダウンロード](#) > [国民健康保険](#) > [海外療養費の申請に関する書類](#)

2. 海外で診療を受けた時、「診療報酬明細書（FormA）」「領収明細書（FormB）」を医師に記入してもらいます。歯科の場合は「領収明細書（歯科）」になります。

◎診療報酬明細書・領収明細書は、病院ごと、月ごと、入院・外来ごとに作成してください。

◎「診療報酬明細書（FormA）」等を持参しなかった場合は、必要事項が記載されていれば医療機関の様式の診療明細書・領収明細書でも結構ですので、お問い合わせください。

3. 2で記入してもらった「診療報酬明細書（FormA）」等の翻訳文をご用意ください。

◎提出書類に外国語表記がある場合は、すべて翻訳文が必要です。

◎翻訳者はどなたでも結構です。（翻訳された方のお名前・ご住所をご記入ください。）

4. 診療を受けられた方が帰国後、申請に必要なもの（裏面①～⑥）を持参し、窓口で申請してください。

◎窓口にて渡航期間・理由、診療内容等について確認させていただき、診療を受けた方に調査に関する同意書を記入していただきますので、診療を受けた方が窓口にお越しください。

（※郵送でも可（事前に必ずご相談ください））

【申請に必要なもの】

- ① 療養費支給申請書
- ② 調査に関わる同意書
- ③ 担当の医師等が記入した「診療内容明細書 (FormA)」と「領収明細書 (FormB)」等
- ④ ③の日本語の翻訳文 (翻訳者の氏名及び住所も記入してください。)
- ⑤ パスポート (渡航期間等の確認をします)
- ⑥ 預金通帳など振込先がわかるもの

【申請窓口】

市役所国保年金課・南区役所区民課・緑区役所区民課・
各まちづくりセンター (橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)
緑区内の各出張所 ※連絡所は不可

～申請後の支給について～

- ◎審査機関が審査しますので、提出していただいてから支給までに、3か月ほどかかります。(内容によっては、審査にお時間をいただきますので、3か月以上かかる場合がございます。)
- ◎審査の結果によっては、現地の医療機関へ確認をさせていただく場合があります。
- ◎日本での診療を標準として決定した額、又は実際に支払った額のどちらか少ないほうの7～9割分(保険者負担分)を払い戻します。
※日本に比べて現地の医療費が大幅に高額であるケースもあります。掛かった費用がそのまま戻るわけではありません。
- ◎支給額は、支給決定がされた時点でのレートで計算します。診療当時のレートではありません。

※1年以上などの長期滞在の場合、住居の本拠地が日本 (相模原市) に無いと判断される場合は、転出手続きをしていただく事があります。その場合は海外療養費の対象にはなりません。

※パスポートを紛失した場合、あるいは空港において自動化ゲートを利用し、パスポートで日本の出入国及び渡航先の出入国が確認できない場合 (スタンプがない場合) は、「出入国記録の開示請求」により、渡航の証明を提出していただきます。

(開示請求手続き～出入国在留管理庁)

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/record.html>

海外療養費において、不正請求が複数明らかになっており、医療費の適正化・不正請求の防止のため、審査については厳正に行わせていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

相模原市国民健康保険コールセンター

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話042(707)8111